

第34期 (2022年3月期)

決 算 公 告

(2021年 4月 1日 から
2022年 3月 31日 まで)

群馬県高崎市八幡町409番地

ロイヤルデリカ株式会社

貸借対照表
(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,196,210	流動負債	1,272,150
現金及び預金	7,161	買掛金	538,387
売掛金	1,067,706	1年以内返済予定の長期借入金	158,000
商品及び製品	4,814	リース債務	3,497
仕掛品	15,041	未払金	469,737
原材料	50,870	未払費用	21,123
前払費用	7,493	未払法人税等	1,457
関係会社預け金	15,046	未払消費税等	35,734
その他	28,075	預り金	3,628
		賞与引当金	40,584
固定資産	1,214,093	固定負債	1,650,000
有形固定資産	1,100,673	長期借入金	1,650,000
建物	282,394		
構築物	51,556		
機械装置	436,896		
車輛運搬具	196		
工具器具備品	4,373		
土地	323,173		
リース資産	2,081		
無形固定資産	4,665	負債合計	2,922,150
ソフトウェア	3,251	純資産の部	
電話加入権	145	株主資本	△521,364
その他	1,268	資本金	98,000
		資本剰余金	-
		資本準備金	-
		その他資本剰余金	-
投資その他の資産	108,754	利益剰余金	△619,364
投資有価証券	67,723	利益準備金	-
繰延税金資産	26,971	その他利益剰余金	△619,364
出資金	210	固定資産圧縮積立金	-
その他	13,850	別途積立金	-
		繰越利益剰余金	△619,364
		評価・換算差額等	9,518
		その他有価証券評価差額金	9,518
		繰延ヘッジ損益	-
		純資産合計	△511,846
資産合計	2,410,304	負債・純資産合計	2,410,304

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

注記事項

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 其他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品及び製品

先入先出法による原価法
(ただし、販売用食肉は、月別移動平均法による原価法)

仕掛品、原材料及び貯蔵品

月別移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて
おります。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との
販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。
当該履行義務は、国内販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に
移転される時までの期間が通常の期間であるため、商品又は製品の出荷時点において
充足されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。国外への販売については、
輸出の取引条件による在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点で収益を
認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 連結納税制度の適用

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社は、連結納税制度を適用しており、当社は、その連結子法人となっております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算税制へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

・顧客に支払われる対価である販売手数料や販促協賛金等について、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

当期純損益金額

当期純利益 142,987千円

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。